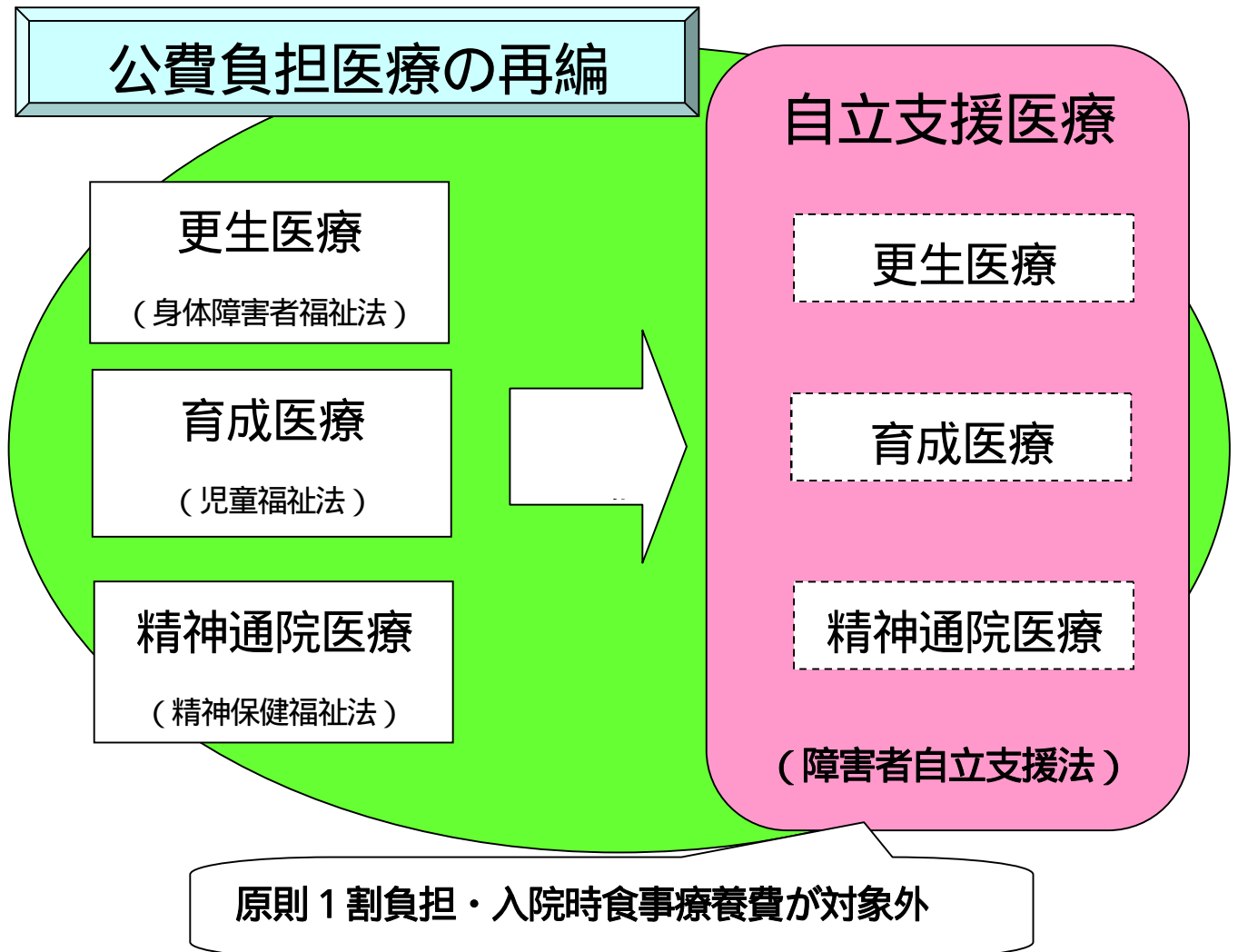


自立支援医療の手引き

平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行されたことに伴い、これまで身体障害者福祉法に基づき行われていた「更生医療」、児童福祉法に基づき行われていた「育成医療」、精神保健福祉法に基づき行われていた「精神通院医療」が自立支援医療として一元化され、それぞれ、「自立支援医療（更生医療）」「自立支援医療（育成医療）」「自立支援医療（精神通院医療）」となりました。また、それにより受診者の費用負担の仕組みも変更となりました。

公費負担医療の再編



札幌市保健福祉局（平成20年4月1日現在）

目 次

1 自立支援医療機関の指定について	
(1) 指定自立支援医療機関の概要	1
(2) その他	1
2 患者さんへの説明について	
(1) 支給認定の申請	2
(2) 自立支援医療受給者証	3
(3) 利用者負担について	5
(4) 自己負担上限額管理票について	6
例1 一定所得以下「重度かつ継続（高額治療継続）」以外	8
例2 一定所得以下「重度かつ継続（高額治療継続）」	10
例3 一定所得以下（札幌市の精神通院医療）	12

参考

自立支援医療受給者証の見本	13
自立支援医療Q & A	16
自立支援医療給付内容	20

1 自立支援医療機関の指定について

(1) 指定自立支援医療機関の概要

受診者と医療機関との適切な関係構築や質の高い医療の提供体制の確保のため、自立支援医療を給付できる医療機関はあらかじめ指定を受けなければなりません。

障害者自立支援法第54条第2項

市町村等は、支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。

障害者自立支援法第59条

第54条第2項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請により、同条第1項の厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに行う。

- ・自立支援医療機関の指定は、病院又は診療所、薬局、訪問看護事業所等の開設者の申請により、自立支援医療の種類（更生、育成、精神の別）ごとに都道府県知事（大都市特例があります。）が行います。
大都市特例：更生医療、育成医療にあっては政令市、中核市の市長が、精神通院医療にあっては政令市の市長が指定を行います。
- ・指定は6年間の有期指定です。6年ごとに申請書類を改めて提出し、更新を受けなければ効力を失うこととなります。（「保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令」第4条において定める医療機関においてのみ、申し出がなければ更新の申請があったものとみなすことができます。）
- ・申請者が保険医療機関等でないとき、自立支援医療費の支給に関して重ねて勧告等を受けているとき、役員・職員が禁錮・罰金を受けてから5年を経過していないとき等には、都道府県知事等は、原則的には指定を行いません。
- ・指定自立支援医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例によるほか、指定自立支援医療機関は、良質かつ適切な自立支援医療を行わなければなりません。

札幌市内医療機関の指定申請先（指定申請書の提出先） 変更届等も含まれます。

札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課 医療福祉係

(2) その他

身体障害者福祉法第15条に定める医師及び精神保健福祉法第18条に定める精神保健指定医の制度については変更ありません。

2 患者さんへの説明について

自立支援医療を新規に利用される方や更新される方、支給認定内容に変更のある方などは、お住まいの区の窓口で手続きが必要になります。直接、医療機関の窓口等で相談される方もいると思いますので、その場合は、次を参考のうえ説明されるようお願いいたします。

(1) 支給認定(更新含む)の申請

自立支援医療制度(更生医療・育成医療・精神通院医療)の対象となる疾病についてはP20をご覧ください。従来どおり変更ありません。自己負担については「原則医療費の1割負担」となりますが、負担が重くなりすぎないように所得等に応じて1ヶ月あたりの上限額が決められています。

なお、市町村民税(所得割)23万5千円以上の「世帯」に属する方については、「重度かつ継続(高額治療継続)」(注)に該当しなければ自立支援医療の対象外となります。ただし、平成21年3月31日以降、制度の見直しの予定です。

制度の利用に当たっては、事前に申請して医療サービスの必要性や上限額の認定を受けることが必要です。

(注 「重度かつ継続(高額治療継続)」の範囲については、P5の囲みの中をご覧ください)

ア 申請先

更生医療・精神通院医療～各区の保健福祉課
育成医療～各区の健康子ども課

イ 申請に必要な書類(受診する方によって必要書類が異なる場合があります。)

(ア) 更生・育成医療

- a 自立支援医療費支給認定申請書
- b 被保険者証等(国民健康保険被保険者証など)の写し
- c 世帯(国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者の場合は世帯全員、その他の健康保険加入者の場合は被保険者)の市町村民税額が分かる書類など
 - ・同意書(住民税情報閲覧に関する)(札幌市の利用者のみ)
住民税情報閲覧に同意されない場合や、未申告や市外からの転入等により住民税情報が確認できない場合は、以下のような資料が必要です。
 - ・直近の扶助費決定通知書又は生活保護受給証明書等(生活保護受給中の場合)
 - ・住民税納税通知書、特別徴収税額の決定(変更)通知書
 - ・その他、上記以外で市町村民税の課税状況が確認できる書類
- d 本人(育成医療は保護者)の次の収入が分かる書類(cで市町村民税非課税の場合)
 - ・給与収入等～源泉徴収票の写し等
 - ・年金収入(老齢・障害・遺族)等～振込通知書の写し等
 - ・特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、経過的福祉手当～手当証書、認定通知、振込通知の写し等
- e 自立支援医療(更生医療)意見書(更生医療の場合)
自立支援医療(育成医療)意見書(育成医療の場合)
- f 特定疾病療養受療証～腎臓機能障害で人工透析を受けている場合などの高額療養費(長期高額疾病)

受給のための証明書

- g 申請月以前の12か月間に、すでに高額療養費の支給があった月が3月以上ある場合（いわゆる「多数該当」）は、給付内容を証明できる書類の写し（cで市町村民税課税の場合）
- h 各医療助成受給者証の写し（乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費助成を受けている場合で、乳初・障初・親初と表示のある方のみ）（育成医療の場合のみ）

（イ）精神通院医療

- a 自立支援医療費支給認定申請書
- b 被保険者証等（国民健康保険被保険者証など）の写し
- c 世帯（国民健康保険加入者及び後期高齢者医療加入者の場合は世帯全員、その他の健康保険加入者の場合は被保険者）の市町村民税額が分かる書類など
 - ・同意書（住民税情報閲覧に関する）（札幌市の利用者のみ）
住民税情報閲覧に同意されない場合や、未申告や市外転入等により住民税情報が確認できない場合は、以下のような資料が必要です。
 - ・直近の扶助費決定通知書又は生活保護受給証明書等（生活保護受給中の場合）
 - ・住民税納税通知書、特別徴収税額の決定（変更）通知書
 - ・その他、上記以外で市町村民税の課税状況が確認できる書類
- d 本人（18歳未満は保護者）の次の収入が分かる書類（cで市町村民税非課税の場合）
 - ・給与収入等～源泉徴収票の写し等
 - ・年金収入（老齢・障害・遺族）等～振込通知書の写し等
 - ・特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等～手当証書、認定通知、振込通知の写し等
- e 自立支援医療（精神通院医療）の診断書
- f 申請月以前の12か月間に、すでに高額療養費の支給があった月が3月以上ある場合（いわゆる「多数該当」）は、給付内容を証明できる書類の写し（cで市町村民税課税の場合）

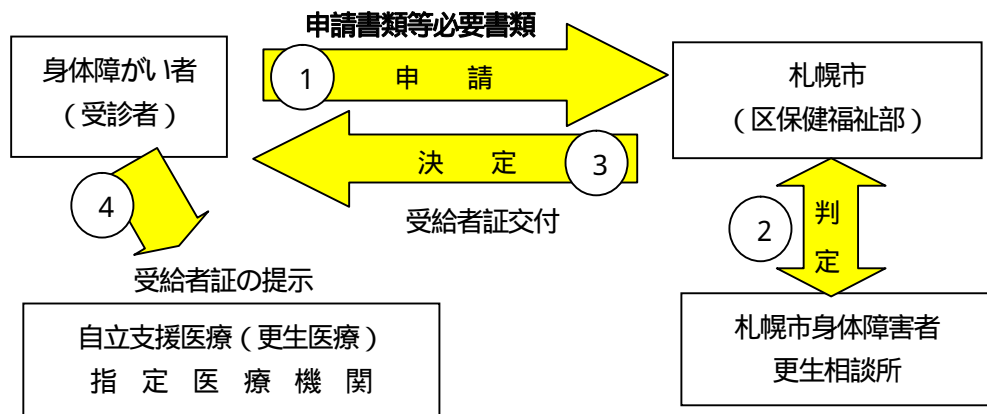
（2）自立支援医療受給者証

支給認定された方には、更生（育成）医療は従来の医療券に替えて、精神通院医療は従来の患者票に替えてそれぞれ「自立支援医療受給者証」が交付され、受診者が携帯することになります。

病院又は診療所のほか、院外処方がある場合には調剤薬局名が、訪問看護を利用する場合には訪問看護事業者名が、単独施設の精神科デイ・ケアを利用する場合は精神科デイ・ケア事業者名があわせて1枚の自立支援医療受給者証に記載されています。

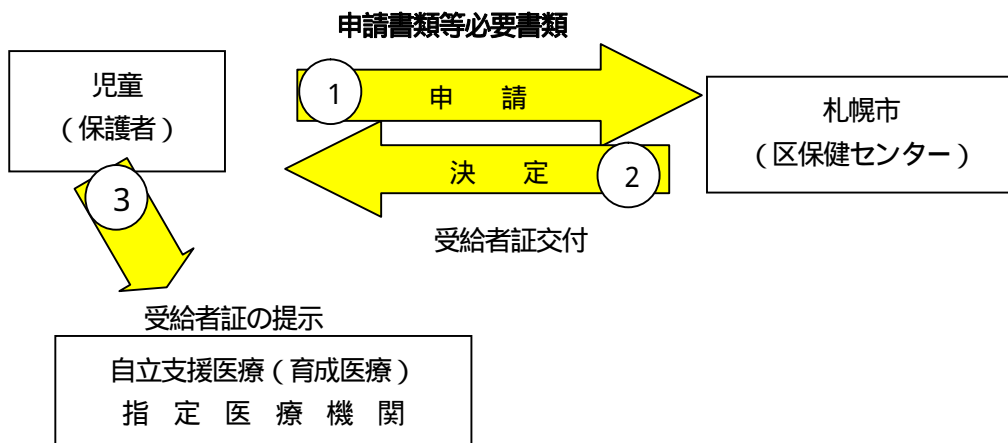
受給者証に記載されていない医療機関では自立支援医療を適用することができません。診療、処方等の都度、受給者証を確認していただくようお願いいたします。

【自立支援医療（更生医療）の給付手続きの例】



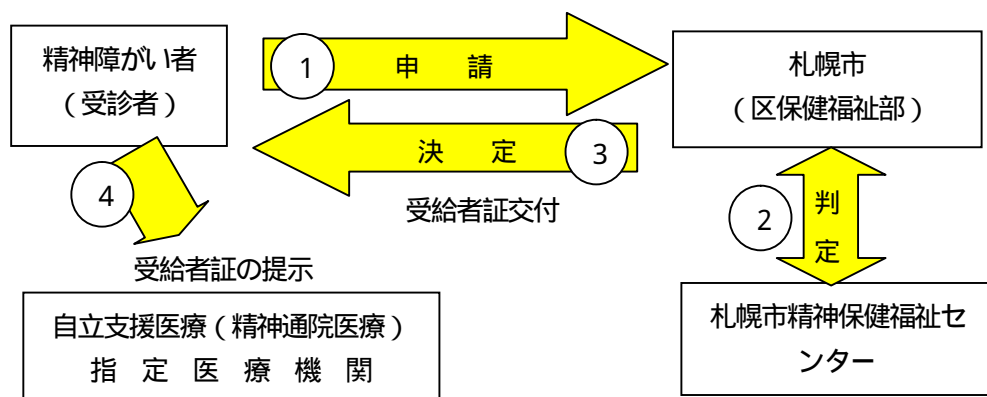
指定医療機関での自立支援医療（更生医療）の受給

【自立支援医療（育成医療）の給付手続きの例】



指定医療機関での自立支援医療（育成医療）の受給

【自立支援医療（精神通院医療）の給付手続きの例】



指定医療機関での自立支援医療（精神通院医療）の受給

(3) 利用者負担について

ア 原則は定率1割負担ですが、加入医療保険の自己負担限度額が上限になります。なお、所得の低い方や継続的に相当額の医療費負担が発生する(「重度かつ継続(高額治療継続)」)方には、さらに低い負担上限額が設定されます。

所得区分	所得区分の内容	負担上限月額
生活保護	生活保護を受給している世帯	負担はありません
低所得1	市町村民税非課税世帯で、障害者本人(保護者)の収入が年間80万円以下の方	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1以外の方	5,000円
市町村民税課税世帯	市町村民税課税世帯	医療保険の負担限度額 育成医療は経過的特例あり

市町村民税課税世帯の方でも「重度かつ継続(高額治療継続)」に該当する方は、別の負担上限額が設けられます。

所得区分の内容	負担上限月額
市町村民税(所得割)額が3万3千円未満の方	5,000円
市町村民税(所得割)額が3万3千円以上2万3千5千円未満の方	10,000円
市町村民税(所得割)額が2万3千5千円以上の方	20,000円

「重度かつ継続(高額治療継続)」の対象範囲

精神通院医療..... ICD-10における次の分類の者

- ・F0 症状性を含む器質性精神障害
- ・F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- ・F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- ・F3 気分障害
- ・G40 てんかん

3年以上の精神医療の経験を有する医師により、以下の病状を示す精神障害のため計画的・集中的な通院医療(状態の維持、悪化予防のための医療を含む。)を継続的に要すると診断された者として、認定を受けた者

- ・情動及び行動の障害
- ・不安及び不穏状態

更生医療・育成医療.....腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害

医療保険の高額療養費で多数該当の方.....申請月以前の12か月間に、すでに高額療養費の支給があった月が3月以上ある場合

平成21年3月31日までの経過的特例なので、今後見直しの予定です。

イ 育成医療については、受給者に若い世帯が多いこと等を踏まえ、市町村民税課税世帯で「重度かつ継続(高額治療継続)」に該当しない場合も、激変緩和のため、1か月当たり負担額に特別な上限を設定する経過措置が講じられます。

所得区分の内容	負担上限月額
市町村民税(所得割)額が3万3千円未満の方	10,000円
市町村民税(所得割)額が3万3千円以上2万3千5千円未満の方	40,200円

平成21年3月31日までの経過的特例なので、今後見直しの予定です。

ウ 入院している方については、入院時食事療養費の標準負担額が自己負担となります。

(参考)入院時食事療養費の標準負担額(18年4月現在)

市町村民税課税世帯	1食あたり260円
市町村民税非課税世帯(入院90日以内)(注)	1食あたり210円
市町村民税非課税世帯(入院90日超)(注)	1食あたり160円
市町村民税非課税世帯(老齢福祉年金受給者等)(注)	1食あたり100円

注)標準負担額減額の認定をあらかじめ受けておく必要があります。

(4)自己負担上限額管理票について

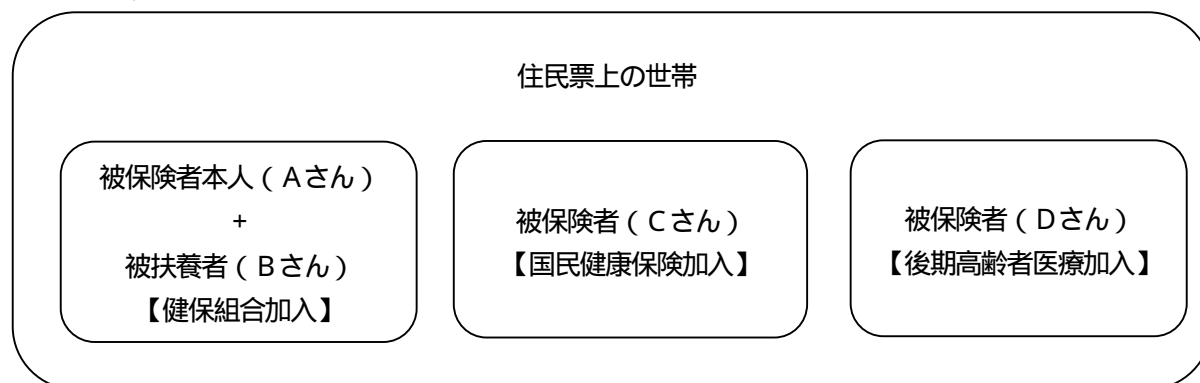
前記「自立支援医療受給者証」のほか、受診者の1か月当たりの自己負担上限額を各医療機関等が把握するため、「自己負担上限額管理票」が受診者に交付されます。(自立支援医療(精神通院医療)は、「自立支援医療受給者証」と一体となっております。)

受診者の自己負担額が上限に達したかどうかを判断するために病院又は診療所、薬局等医療機関の窓口において必要事項を記入してください。

なお、自己負担額が重度医療(重度心身障害者医療費助成制度)の給付対象となり、結果として受診者の実質的な自己負担がない場合(長期高額疾病(マル長)のみ)も、自立支援医療に係る自己負担額を記載してください。

(参考)「世帯」の範囲

- ・「世帯」の単位については、住民票上の世帯ではなく、同じ医療保険に加入している家族によって範囲を設定します。
- ・医療保険の加入関係が異なる場合には、税制における取り扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱われます。



<図の例>

住民票上の世帯はAさんBさんCさんDさんの4人の世帯ですが、健康保険に加入するAさんとBさんで構成される「世帯」と国民健康保険に加入するCさんの「世帯」と後期高齢者医療に加入するDさんの「世帯」に3分されます。

税制上でCさんがBさんとDさんを扶養親族としている場合であっても、医療保険の加入関係が異なるので、CさんとBさん・Dさんは別の「世帯」となります。

なお、選択肢として、同じ「世帯」内の誰もが、税制上も医療保険上も障害者本人を扶養しないこととした場合には、障害者本人とその配偶者(配偶者がある場合)の所得状況によって判断することも選択可能です。

左の例1は、一定所得以下（低所得2：月額自己負担上限額 5,000 円）の「世帯」に属する方が「重度かつ継続（高額治療継続）」以外の疾病で通院する場合を想定しています。

制度適用の優先順位は、今までの更生医療と同様、1「医療保険」、2「自立支援医療」となります。

具体的には、自立支援医療の月額自己負担上限額に達するまで医療費の7割を医療保険、2割相当分を自立支援医療費とし、残りの1割を自立支援医療の自己負担とします。

月額自己負担上限額に達したときの自立支援医療の自己負担分は、自立支援医療費の請求として処理します。（4月25日の段です。）

月額自己負担上限額に達した病院又は診療所、調剤薬局、訪問看護ステーション等は、上段に医療機関名を記入し、確認印を押印してください。

これによって、同月中に他の医療機関が上限額以上に月額自己負担分を徴収することのないようにします。

他の医療機関は、既に月額自己負担上限額に達したことが判断できるため、医療保険の自己負担分については、全額自立支援医療費に区分し、7割が医療保険、3割が自立支援医療費となります。

例2 所得：一定所得以下（低所得2）

疾病：「重度かつ継続（高額治療継続）」（慢性腎不全による人工透析）

利用形態：通院

月額自己負担上限額：5,000円

重度医療：初診料を除き全額給付

この世帯は一定所得以下(低所得2)ですから、「重度かつ継続(高額治療継続)」の疾病に該当しても自己負担額に影響はありません

18年 4月分自己負担上限額管理票

受診者	厚別太郎	受給者番号	1234567
-----	------	-------	---------

月額自己負担上限額 5,000円

下記のとおり月額自己負担上限額に達しました。

日付	医療機関名	確認印
4月25日	北海道クリニック	印

月額自己負担上限額に達した病院はこの欄にも記入を行い、同月中に他の医療機関が自己負担を徴収しないようにします。

日付	医療機関名	自己負担額	月間自己負担額 累積額	自己負担額 徴収印
4月25日	北海道クリニック	5,000	5,000	印
<p>総医療費が420,000円とした場合です。 総医療費の1割は42,000円となり、自立支援医療の月額自己負担上限額5,000円を超えているため自己負担上限額は5,000円となります。</p> <p>1 「マル長」については医療保険の自己負担となる10,000円を除いた410,000円が医療保険で給付されます。</p> <p>2 自立支援医療の自己負担上限額が5,000円となっているため、医療保険の自己負担分10,000円のうち、5,000円が自立支援医療で支給されます。</p> <p>3 「重度医療」受給者（この例では「障初」であるとします）は、上記2の自立支援医療の自己負担5,000円に「重度医療」が給付され、医療機関の窓口で支払うべき最終的な自己負担はありません。</p>				
月 日				
月 日				
月	<p>「重度医療(重度心身障害者医療給付事業)」の給付にあたっては、重度医療が給付され、結果的に自己負担がゼロ(長期高額疾病(マル長)の場合)であったとしても、自己負担上限額管理票は自己負担上限額に達するまで必ず記載してください。</p>			
月 日				

「長期高額疾病（マル長1万円）」の場合です。

病院での毎回の医療費は3万円、月14回透析を実施し、医療費総額42万円と想定しています。（調剤を除く）

左の例2は、一定所得以下（低所得2：月額自己負担上限額 5,000 円）の「世帯」に属する方が「重度かつ継続（高額治療継続）」の疾病（慢性腎不全による人工透析）で通院する場合を想定しています。

ここでの重要なポイントは人工透析が「長期高額疾病（以下、マル長という。）」であり、1病院又は診療所につき1か月当たり1万円の自己負担以外は医療保険で給付される点です。

この例の場合、マル長の自己負担分 10,000 円に自立支援医療（更生医療）の月額自己負担上限額 5,000 円の差額である 5,000 円に対し自立支援医療費が支給され、残りの 5,000 円に対し重度医療が給付されるので医療機関の窓口で負担すべき最終的な自己負担はありません

例3 所得：一定所得以下（低所得1）

疾病：統合失調症

利用形態：通院

月額自己負担上限額：2,500円

札幌市の自立支援医療（精神通院医療）の自己負担上限額管理票の様式例です。

月額自己負担上限額に達した病院はこの欄にも記入を行い、同月中に他の医療機関が自己負担額を徴収しないようにします。

平成19年4月分 自己負担上限額管理票				
下記のとおり月額自己負担上限額に達しました。				
4/18	南海薬局			印
日付	医療機関名	自己負担額	自己負担額 累積額	印
4/2	北海病院	700	700	印
4/2	南海薬局	600	1,300	印
4/18	北海病院	700	2,000	印
4/18	南海薬局	500	2,500	印
/				
/				
/				
/				
/				

確認印を押してください。

医療費 6,000円とした場合、本来、1割600円が自己負担となりますが、4/18の北海病院で累積額が2,000円になっているため、受診者からの本来徴収は、月額自己負担上限額2,500円との差額である500円となり、医療保険の負担が4,200円、自立支援医療の負担は2割分の1,200円に月額自己負担上限額に達したため徴収できなかった自己負担分の残額100円を加えた1,300円となります。

病院での医療費は毎回7千円、薬局は毎回6千円、4月18日までの医療費総額2万6千円と想定しています。（調剤を含む）

自立支援医療受給者証（更生医療）の見本
札幌市の更生医療の場合

自立支援医療受給者証（更生医療）

公費負担者番号	1	5	0	1	4	0	1	2	交付年月日	平成18年 5月15日	
自立支援医療費受給者番号	1	2	3	4	5	6	7				
受診者	氏名	サッポロタワー 札幌 太郎						性別	男	生年月日	平成15年 3月21日
	居住地	豊平区南平岸 条 丁目 番地						「重度かつ継続(高額治療継続)」に該当する場合、該当と表示されます。			
	被保険者の記号及び番号	北99999				保険者名	地共済				
重度かつ継続	該当										
保護者	氏名	*****						続柄	*****		
	居住地	*****									
指定医療機関名	病院・診療所	病院 豊平区豊平 条 丁目 番地 TEL 999 - 9999 - 9999									
	薬局	薬局 豊平区美園 条丁目 番地 TEL 999 - 9999 - 9999									
	訪問看護事業者	*****									
自己負担上限額	月額	5,000円									
有効期間	平成18年 4月 1日 ~ 平成19年 3月31日										
公費負担の対象となる障害	じん臓機能障害										
医療の具体的方針	入院外	血液透析(週3回)									
<p>上記のとおり認定する。</p> <p>XX 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">札幌市 区保健福祉部長 印</p>											

() 人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口へ提出すること。

自立支援医療受給者証（育成医療）の見本
札幌市の育成医療の場合

左面

自立支援医療受給者証（育成医療）

公費負担者番号		1	6	0	1	6	0	2	4
自立支援医療費受給者番号		1	2	3	4	5	6	7	
受診者	フリガナ氏名	サッポロ タロウ 札幌 太郎						男	
	住所	札幌市中央区北 条西 丁目 番地							
	生年月日	平成10年 01月 01日生							
	被保険者証の記号番号	北99999				重度かつ継続		該当	
	保険者名	地共済		「重度かつ継続(高額治療継続)」に該当する場合、該当と表示されます。					
保護者	氏名	*****				続柄		***	
	住所	*****							
有効期間	平成18年04月01日 ~平成19年03月31日								
指定医療機関	病院		999-9999-9999						
自己負担上限額	月額	5,000円		月額自己負担上限額が記載されません。					
上記のとおり認定します。 XX 年 月 日									札幌市長印
備考									

右面

自立支援医療受給者証（対象となる障害名及び医療の具体的方針）

公費負担の対象となる障害	じん臓機能障害		
医療の具体的方針	血液透析（週3回）		
特定疾病療養受領証	無		

「特定疾病療養受領証」が交付されている場合、有と記載されます。

（以下は注意事項）

自立支援医療受給者証（精神通院医療）の見本
札幌市の精神通院医療の場合

自立支援医療受給者証		自己負担上限額	5,000円/月
札幌市	白石区保健福祉部	病・診	札幌市白石区北郷条丁目
公費負担者番号	21016027	札幌病院	
受給者番号	1234567	病・診	
氏名	札幌 六三郎	病・診	
生年月日	昭和 年 月 日	看	
居住地	白石区北郷条丁目番号 電話 011-123-4567	有効期間	平成19年1月1日から平成19年12月31日まで
被保険者証の記号・番号	国札シ -	薬	札幌市白石区北郷条丁目
保険者名	札幌市国民健康保険白石区	札幌薬局	
高額治療継続	該当	有効期間	平成19年1月1日から平成19年12月31日まで
保護者氏名		薬	
		有効期間	

「重度かつ継続(高額治療継続)」に該当する場合、該当と表示されます。

平成19年1月10日交付
札幌市長

月額自己負担上限額が記載されます。

自立支援医療(精神通院医療)は受給者証に精神通院医療である旨の記載はありませんので、公費負担者番号が「21」で始まっているかどうかで区別してください。

自立支援医療のQ & A

自立支援医療を受給するために必要な書類は？

申請書、被保険者証の写し、所得を確認できる資料、医師の意見書（育成医療、更生医療の場合）又は医師の診断書（精神通院医療の場合）、特定疾病療養受療証（人工透析の場合のみ）の写しなどです。

申請書

各区の窓口に用意してある支給認定申請書です。

被保険者証の写し

国民健康保険被保険者証や健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証などで、受診者以外の健康保険証が必要な場合があります。

所得を確認できる資料

同意書（住民税情報閲覧に関する）、生活保護受給証明書、住民税納税通知書などです。
また、「世帯」が市町村民税非課税である場合には、年金（老齢・障害・遺族）や特別児童扶養手当などの受給状況が分かるものが必要な場合があります。

医師の意見書（育成医療、更生医療の場合）

実際に自立支援医療（更生、育成医療）を受けようとする指定医療機関の担当医師が作成する意見書で、無償で交付することとされています。

医師の診断書（精神通院医療の場合）

実際に自立支援医療（更生、育成医療）を受けようとする指定医療機関の担当医師が作成する診断書で、有償です。

特定疾病療養受療証の写し

腎臓機能障害で人工透析療法を受けている場合の高額療養費（長期高額疾病）受給のための証明書です。

受診する方によって必要書類が異なる場合があります。詳しくは申請先（P 3 参照）にお問い合わせください

申請書類の提出先は？

居住地の区の保健福祉部です。なお、申請後は、提出された書類に基づいて審査し、必要と認められた方に対して、従来の「医療券」及び「患者票」に替わり、「自立支援医療受給者証」が交付されます。

自立支援医療（精神通院医療）の受給認定に当たって、複数の医療機関の選定を希望する場合は？

当該受給認定にかかる医療を行ううえで医学的な見地から必要性が高い場合にあって、複数の医療機関の間で医療の重複が無く、かつやむをえない事情がある場合には、複数の医療機関の選定が認められることがあります。その旨の事情が、申請時の診断書又は意見書に明記されていることが必要です。

自立支援医療機関の指定は？

原則、指定の決定がなされた翌月1日が指定日となります。

自立支援医療は、指定自立支援医療機関でのみ受けることができます。現在、育成医療は更生医療指定医療機関が指定育成医療機関を兼務して医療を給付しています。

自立支援医療（精神通院医療）は、以前は指定医療機関の制度はありませんでしたが、平成18年4月1日以降、指定が必要となっております。

自立支援医療の支給認定を受けた方が、申請時に定めた医療機関においてのみ、自立支援医療の適用となります。

重度医療（重度心身障害者医療給付事業）との関係は？

重度医療（重度心身障害者医療給付事業）対象者で給付が発生する場合、従来同様、自立支援医療の自己負担分が給付対象となります。

医療券・患者票はもうないの？

自立支援医療では、医療券・患者票に替えて「自立支援医療受給者証」が発行され、1枚の受給者証に医療機関名・薬局名などが記載され、受診者が携帯することになります。

上限額管理票はどう使うの？

「自己負担上限額管理票」は、受診者が1か月の間に複数回（院外処方等も含む）の医療給付を受ける場合、月額負担上限額を管理するために必要となり、受診者が受給者証と一緒に携帯することになります。自立支援医療（精神通院医療）は医療受給者証と上限額管理票が一体となっております。

上限額管理票は全員に渡されるの？

自立支援医療（育成医療・更生医療）の場合負担上限月額が「0円」の方と「医療保険上限額」の方には上限額管理票は渡しておりません。

対象となる疾病が複数ある場合はどうなるの？

自立支援医療（更生医療、育成医療）の受給者証は疾病ごとに発行し、自立支援医療（精神通院医療）は受給者ごとに発行され、「受給者番号」は受給者証ごとに割り振られます。自己負担上限額は、自立支援医療（更生医療）、自立支援医療（育成医療）、自立支援医療（精神通院医療）の種別ごとになり、各種別内の複数疾病については統合されますが、種別間では合算されません。

例1：低所得2の「世帯」の受診者Aさんが人工透析を受けながら精神通院医療も受ける場合

自立支援医療（更生医療）の自己負担上限月額5,000円
自立支援医療（精神通院医療）の自己負担上限月額5,000円

受給者証2枚・上限額管理票2枚
更生医療、精神通院医療それぞれ
5,000円の自己負担上限額です

例2：低所得1の「世帯」の受診者Bさんが人工透析を受けながら人工内耳の手術も受ける場合

自立支援医療（更生医療）の自己負担上限月額2,500円

受給者証2枚・上限額管理票1枚
2,500円の自己負担上限額です

法別番号は？

自立支援医療（更生医療）は15番、自立支援医療（育成医療）は16番、自立支援医療（精神通院医療）は21番です。

長期高額疾病（マル長）併用の方の自己負担額の精算は？

人工透析で長期高額疾病（マル長）併用の方

マル長が1万円（一般・低所得・70歳以上）の方【変更ありません。】

自己連続携行式腹膜灌流（CAPD）を除く人工透析など、長期高額疾病（マル長）の方で、かつ、**自立支援医療の負担上限月額が2,500円、5,000円、10,000円の方**については、薬局では自立支援医療の自己負担額は徴収せず、病院又は診療所においてのみ徴収します。したがって、薬局においては、医療保険の適用後の自己負担分を公費で充当することとなり、病院又は診療所においては、月毎に確定精算を行います。なお、病院又は診療所において、徴収しきれない自立支援医療の自己負担額が発生した場合は、薬局でその額を徴収することになります。

人工透析でマル長が2万円（上位所得）かつ、自立支援医療の負担上限月額が2万円の方

人工透析（CAPDを除く。）でマル長が2万円、かつ、自立支援医療の負担上限月額が20,000円の方についても同様、薬局では自立支援医療の自己負担額は徴収せず、病院又は診療所においてのみ徴収し、薬局においては、医療保険（マル長）適用後の自己負担分を公費で充当することとなります。なお、病院又は診療所において、徴収しきれない自立支援医療の自己負担額が発生した場合は、薬局でその額を徴収することになります。

人工透析でマル長が2万円（上位所得）かつ、自立支援医療の負担上限月額が1万円以下の方

と同様、薬局では自立支援医療の自己負担額は徴収せず、病院又は診療所においてのみ、それぞれの自立支援医療の負担上限月額を徴収します。

マル長が1万円の方で自立支援医療の負担上限月額が2万円の方【変更ありませんが、注意して下さい】

自己連続携行式腹膜灌流（CAPD）を除く人工透析など、マル長が1万円、かつ、自立支援医療の負担上限月額が20,000円の方については、**医療保険優先（マル長優先）で病院又は診療所において医療保険の自己負担分として10,000円を限度とし徴収、薬局においても医療保険優先（マル長優先）で10,000円を限度とし徴収します。**したがって1病院又は診療所と1薬局の組み合わせの場合、**病院又は診療所においても薬局においても自立支援医療費の支給はありません。**自立支援医療より医療保険優先（マル長優先）となるため**1割負担の適用になりませんが**、「医薬通算でマル長1万円（1病院1薬局の一つの組み合わせに限る。）」を適用されている受診者は保険者に還付申請することにより、**医療保険の制度で1万円を超えて負担した分が償還払い**されます。（共済組合などでは、毎月の還付申請が省略されている場合もありますので、それぞれの保険者に確認が必要です。）

医療保険制度上、自己連続携行式腹膜灌流（CAPD）においては、病院又は診療所において医療保険の自己負担額を徴収しないこととされていることから、薬局でのみ自己負担を徴収します。

自立支援医療の給付内容

自立支援医療（更生医療）		
障がいの種類	原因疾患など	給付内容例
視覚障がい	角膜混濁	角膜移植術
	白内障	水晶体摘出術
	網膜剥離	網膜剥離手術
	瞳孔閉鎖	虹彩切除術
聴覚障がい	外耳性難聴	形成術
	感音性難聴	人工内耳
	鼓膜穿孔	穿孔閉鎖術
音声・言語障がい	口蓋裂、兔唇などに対する医療	
	唇顎口蓋裂の歯科矯正	
	外傷性などの発音構語障がい	形成術
	そしゃく機能障害・唇顎口蓋裂の後遺症	歯科矯正治療
肢体不自由	マヒ障がい	理学療法、作業療法
	関節拘縮・関節強直	関節授動術、関節形成術、人工関節置換術
	技師装具のため	切断端形成術
心臓機能障がい	心疾患	ペースメーカー埋め込み術、心臓移植術、弁口・心室心房中隔に対する手術
腎臓機能障がい	腎機能全廃	人工透析療法、腎移植術
小腸機能障がい	小腸機能廃絶	中心静脈栄養法
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調節療法	

自立支援医療（更生医療）とは・・・疾病、事故、災害等による身体的損傷に対して医療（一般医療）がなされ、すでに治癒（欠損治癒や変形治癒等の不完全治癒）した障がい者を対象にする。自立支援医療給付の対象は、障がいそのものであり、疾病や外傷を対象とした一般医療ではなく、日常生活能力、社会生活能力、または、職業能力を回復、向上、若しくは獲得させることを目的として行うリハビリテーション医療のこと。

自立支援医療（育成医療）	
給付対象となる原因疾患	
視覚障がいによるもの	
聴覚、平衡機能障がいによるもの	
音声、言語、そしゃく機能障がいによるもの	
肢体不自由によるもの	
内臓障がいによるもの（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については先天性のものに限る）	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいによるもの	

自立支援医療（育成医療）とは・・・18歳未満の身体上の障がいがある、又は、現在は身体上の障がいを持っていないが、現在の疾病を放置した場合に、将来、身体上の障がいを残す恐れがある児童のうち、手術等により確実な治療効果が期待できるものを対象に、日常生活能力等を回復、向上、若しくは獲得させることを目的として行う手術等の医療のこと。

ただし、下記のものは適用外となる。

- ・機能障がい無く、外形上の整形のみを行うもの
- ・内臓疾患で内科的治療のみを行うもの
- ・事故や外傷等に起因する疾患に対する急性期の治療

自立支援医療（精神通院医療）

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第 5 条に定める統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他精神疾患を有する者で、国際疾病分類 ICD-10 の F 及び G40 に分類される精神障害のため、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある者。

〒060-8612

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局

(更生医療・精神通院医療)保健福祉部障がい福祉課

電話011-211-2936

(育成医療)

保健所健康企画課

電話011-622-5151